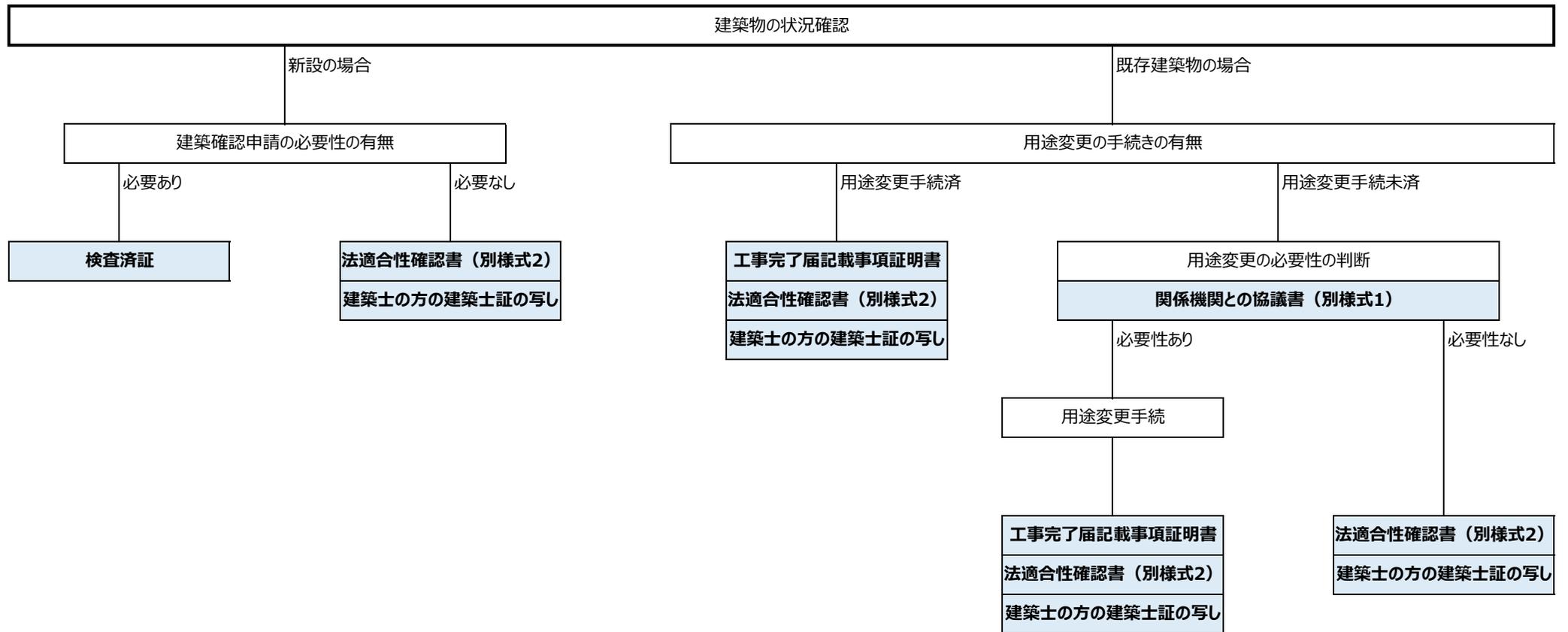


■ 障害福祉サービス等 指定申請等における建築基準法適合性にかかる必要書類確認フロー



【注意事項】

※事業所の新設・移転・住居の追加等の手続を行う場合は、まずは指導監査課に事前相談を行ってください。（要電話予約）

※事前相談を行う際は、建物の位置図・平面図をご持参ください。

※建築物に関する確認や手続には相当期間を要する場合がありますので、事前相談はできる限り早めに実施いただくようご協力をお願いします。